

説明・公聴会における質問と事務局の回答

※説明・公聴会の会場における質問及び回答の概要を記載したものです。

(推進会議取りまとめに係る質問)

質問内容	事務局の回答
I. 日本型 IR の全体像について	
「観光先進国の実現」のためにカジノを含む IR を推進しなくてはならない理由は何か。	平成 28 年 12 月に成立した議員立法である IR 推進法においては、カジノ施設を含む IR 施設を設置できる区域として IR 区域を定義するとともに、IR 区域の整備の推進が国の責務と定められております。
大規模な集客施設は、カジノが無くても運営が成り立つのではないか。	平成 28 年 12 月に成立した議員立法である IR 推進法においては、カジノ施設を含む IR 施設を設置できる区域として IR 区域を定義するとともに、IR 区域の整備の推進が国の責務と定められております。
II. IR 制度について	
IR 区域について	
IR 区域と IR 区域が並列する計画は可能なのか。	取りまとめでは、1つの IR 区域に1つの IR 施設のみ設置可能とのみされております。
区域認定申請について	
あらゆる地方公共団体が「IR を設置しない」という判断を行った場合、どうなるのか。	仮定に基づくご質問となりますが、IR 推進法においては、区域認定の申請主体は地方公共団体とされていることから、ご質問のような場合には、我が国で IR は設置されないこととなります。

IRに係るインフラ整備の財政負担は、地方公共団体が行うことになるのか。	取りまとめによれば、インフラ整備も含めた全体としての区域整備をどのような役割分担で推進するかについては、地方公共団体が区域整備計画を策定する際に、民間事業者と協議の上で決定されるものと考えています。
複数の候補地に申請することは可能なのか。	現時点では未定です。
区域認定基準について	
地方型と都市型で、面積規制の在り方は異なるのか。	IR推進法の主目的である「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」の実現のため、IRの区域認定基準について、都市と地方で異なる複数の基準を策定することは想定していません。
地方の独自性に配慮した基準が必要であり、単純に経済効果のみで考えるのは乱暴ではないか。	IR推進法の主目的である「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」の実現のため、IRの区域認定基準について、都市と地方で異なる複数の基準を策定することは想定していません。
区域認定の効果について	
ライセンスの有効期限は何年か。	現時点では未定です。
IRの運営主体について	
IRの運営主体について、外資規制は考えているのか。	外資規制を行うことは想定していません。なお、IRの運営主体については、例えば外資系企業と国内企業がSPCを組成する場合等、様々な事業形態がありうると考えております。
海外オペレーターは日本企業とパートナーシップを組む必要があるのか。	事業者が事業体をどのように組成するかについては、様々な形態がありうると考えております。
IR事業が破たんした場合、誰が責任を取るのか。	IRは民間事業者が設置・運営するものですので、当該民間事業者が経営責任を取るようになります。

Ⅲ. カジノ規制について	
背面調査について	
事業に参画する各企業の背面調査については、具体的に決まっているのか。	カジノ管理委員会が詳細を決めていくこととなります。
カジノ施設の規模の上限等の設定について	
ゲーミングエリアを 15,000 m ² として、この面積にどれくらいの量のカジノ機器を設置できると考えているのか。	15,000 m ² に設置可能な機器の具体的な台数は不明ですが、例えば、シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズでは、15,000 m ² のゲーミングエリアにテーブルを 600 台、スロットを 2,500 台設置されております。なお、15,000 m ² という数値は、あくまで、面積規制を導入しているシンガポールの例として挙げられたものです。
ゲーミングエリアは計 15,000 m ² と理解しているが、カジノ施設全体で何m ² になるのか。	取りまとめでは、面積規制については、シンガポールと同様に、ゲーミング区域の概念を用いることとされております。なお、15,000 m ² という数値は、あくまで、面積規制を導入しているシンガポールの例として挙げられたものです。
カジノで認められるゲーミングの範囲等について	
カジノで認められる行為は、刑法上の「賭博」なのか。	取りまとめでは、公益目的のため地方公共団体による宝くじ等の「富くじの発売」が既に認められていることを考慮し、カジノで行われるゲーミングについては、刑法の「賭博」に該当する行為のみに限定することとされております。
認められるゲーミングの範囲はどのようなものか。花札賭博は認められるのか。	取りまとめでは、カジノで認められるゲーミングの具体的な種類及び方法は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたもののみ行えることとされております。

<p>ポーカートーナメントは、カジノにおけるゲーミングとして認められないのか。また、認められない理由は何か。</p>	<p>取りまとめでは、マネー・ローンダリングの防止の観点から、ゲーミングの種類・方法については、事業者が公正な実施を確保することができるものに限定することとされております。</p>
<p>カジノにおけるゲーミングの範囲は、事業者や地域が決定すべきものではないか。</p>	<p>取りまとめでは、カジノで認められるゲーミングの具体的な種類及び方法は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたもののみ行えることとされております。</p>
<p>金融業務の規制について</p>	
<p>取りまとめでは、貸金業法とは別に同等の規制を講じるとしており、かつ、貸付上限を設定する義務を課すこととしているが、貸金業法に定める収入の3分の1の総量規制は除外されるのか。</p>	<p>具体的な規制内容については、貸金業法等も参考にしつつ、今後の制度化を通じて検討してまいります。</p>
<p>IV. 弊害防止対策について</p>	
<p>広告規制について</p>	
<p>カジノに関するテレビコマーシャルは禁止されるのか。</p>	<p>広告規制の具体的な内容については、カジノ管理委員会が、たばこの広告に関するガイドラインも参考に、カジノの広告に関するガイドラインを定めることになると考えられます。</p>
<p>広告規制の対象は、カジノに関する広告か。IRに関する広告か。また、国外のカジノに関する広告は規制されるのか。</p>	<p>取りまとめでは、広告規制は、カジノに関する広告を対象としており、IRに関する広告を対象とするものではありません。また、現段階では、国外のカジノに係る広告について規制する予定はありません。</p>
<p>入場規制について</p>	
<p>日本人の入場を禁止し、外国人専用のカジノとすることは可能か。</p>	<p>IR推進法は、日本人の入場を前提としてカジノ施設への入場に関し必要な措置を講じることが定めております。(第10条第2項)</p>

<p>公務員の入場を禁止するべきではないか。</p>	<p>公営競技やスポーツ振興くじ等の他の制度も参考に、今後の制度化を通じて検討してまいります。</p>
<p>入場回数制限について、1週間及び1か月における入場回数の具体的な基準は決まっているのか。</p>	<p>取りまとめでは、入場回数の具体的な基準は決まっておりません。今後、説明・公聴会やパブリックコメントでのご意見も参考にしつつ、検討を進めてまいります。</p>
<p>マイナンバーカードによる本人確認は、カジノ事業実施の前提条件なのか。</p>	<p>取りまとめでは、公的個人認証を活用して本人確認を行い、複数のカジノにおける入場回数を正確に把握するため、マイナンバーカードを用いて本人確認を行うこととされております。</p>
<p>依存防止対策について</p>	
<p>予防対策や相談窓口の設置のほか、依存症にかかった者のその後のケアは行わないのか。</p>	<p>取りまとめでは、カジノ行為への依存を防止するためのアプローチとして、相談・治療につなげる取組を整備することが必要とされております。なお、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、既存のパチンコ、公営競技等のギャンブル等による依存症対策全般について、並行して対策の検討が進められております。</p>
<p>賭け金額の規制は行わないのか。</p>	<p>取りまとめでは、賭け金額そのものを規制することとはされておられません。なお、カジノ施設内のATMの設置や、キャッシング機能を持つATMのカジノ施設周辺への設置を禁止することとされております。</p>
<p>青少年の健全育成について</p>	
<p>賭博やカジノがどういったものであるかについての教育が必要ではないか。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の論点整理においては、ギャンブル等依存症について、子供たちの発達段階に応じた指導や普及啓発を行っていくため、高校の「保健体育」の学習指導要領解説への記載や、中・高・大学生向けの啓発資料等</p>

	の内容について検討する必要があるとされております。
V. 公租公課等について	
納付金の使途について	
納付金の使途を一般財源にするのはなぜか。	特定財源としようとする、区分会計が必要になりうるなど複雑な制度設計になるので、一般財源にして幅広く公益に充てることが、制度効率上適切と考えております。
納付金等の配分について、国・認定都道府県の「折半」としてされているが、これは「50 : 50」を意味するのか。また、配分割合については適宜見直しが必要ではないか。	「折半」とは「50 : 50」の趣旨です。配分割合の見直しについては、IR 推進法の附則において、同法の施行後5年以内に、同法第5条の規定に基づく法制上の措置に係る見直しを行うことが定められており、そうした機会に御指摘の点について見直しを行うことも考えられます。
県外の隣接公共団体に納付金を配分することは可能か。	現時点では未定です。仮に、配分が可能である場合には、区域整備計画において、関係地方公共団体間の財源配分の仕組みを整理することも想定されます。
納付金の使途について	
中小都市のカジノ税率を、大都市のそれより下げることは考えられるのか。	立地に応じて納付金等の率を変更することは考えておりません。
VI. カジノ管理委員会について	
カジノ管理委員会のメンバーには、どういった者になるのか。	現時点で決まっていません。カジノ管理委員会の委員長・委員については、人格の高潔さ、カジノ管理委員会の業務について公正な判断や高い識見を持つ者である必要があります。
カジノ管理委員会では、ハウスエッジを厳正に管理するのか。	カジノ管理委員会において、カジノ行為の種類・方法などの規制も行います。
VII. 刑法の賭博に関する法制との整合性について	

<p>なぜ、カジノ導入に反対の方から意見を聞かなかったのか。</p>	<p>刑法の賭博に関する法制との整合性については、刑法の問題であることから、カジノに賛成・反対ということではなく、刑法学会の著名な学者の方に御意見を伺いました。</p>
<p>カジノは顧客から財産を奪い取る不正なゲームそのものであり、事業者が一人私腹を肥やすものに他ならず、違法性阻却は認めがたいと考えるがどうか。</p>	<p>平成 28 年 12 月に議員立法で成立した IR 推進法は、カジノ施設を含む IR 施設を設置できる区域として IR 区域を定義するとともに、IR 区域の整備の推進を国の責務と定めています。取りまとめでは、カジノで認められるゲーミングの具体的な種類及び方法は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたもののみ行えることとされております。</p>

(取りまとめに関係しない質問)

<p>その他：説明・公聴会の議事運営について</p>	
<p>意見表明の辞退者が出たのに、自分は意見表明をできなかった。なぜか。</p>	<p>意見表明者の辞退があった場合、順次繰上げを行っていましたが、直前に辞退が判明した場合には、繰上げを行うことができませんでした。</p>
<p>意見表明者の選定方法を教えてほしい。</p>	<p>パソコンで乱数を発生させ、複数の乱数を組み合わせて、最終的に名簿で照合して初めて意見表明者が分かるような形で、厳正に抽選を行いました。</p>
<p>意見表明の辞退が多発する理由は何か。</p>	<p>「意見表明と傍聴で応募を間違えていた」「会社の方針で意見表明しないことになった」等の理由で辞退の申し出がありました。事務局においては、なるべくたくさんの方に意見表明をしていただけるよう、一次希望で落選した方には他の会場をご案内したり、辞退が出た場合には直前まで繰上げを行ったりしました。</p>

<p>意見表明者の抽選が行われた東京・大阪において、説明・公聴会を複数回開催すべきではないか。</p>	<p>今回の説明・公聴会の開催地については、全国で開催することを最優先に決定しました。また、抽選で落選した方には他会場にご案内するとともに、事前に辞退が分かれば、可能な限り繰上げを行いました。</p>
<p>意見表明者の一般参加と団体参加の割り当てはどうなっているのか。</p>	<p>取りまとめに記載されているステークホルダーの皆様からご意見を伺う趣旨で、区域申請を行う地方公共団体、ビジネスを希望する企業やその他民間団体、IRの利用者でもあり住民でもある一般国民という形で、網羅するように区分分けを行いました。</p>
<p>公聴会の質疑について、議事録を作成して残さない理由は何か。</p>	<p>公聴会での質疑については、本資料により内容を整理しております。また、参加者の方々は質問内容が議事録として公表される前提で参加をしております。</p>
<p>今回の説明・公聴会に関する告知が十分でないのではないか。</p>	<p>8月上旬に、全国紙と主要地方紙に広告を80紙以上掲載するとともに、インターネットのバナー広告も実施するなど、幅広く広報を行いました。</p>
<p>既存のギャンブル等依存症対策について</p>	
<p>既存のギャンブル等に係る依存症対策について、出玉規制や入場制限といった規制の有効性は、どのような根拠に基づくのか。</p>	<p>既存のギャンブル等の依存症対策については、関係省庁において、関係者からの御意見も伺いつつ検討されております。また、IR推進会議でも、カジノの依存症対策を検討する上で、依存症の治療・相談を行っている医師の方からご意見を伺いました。</p>
<p>ギャンブル等依存症の受け皿である精神保健福祉センターの体制整備をどのように図るのか。</p>	<p>厚生労働省が実施する依存症対策総合支援事業において、都道府県及び指定都市を実施主体とする依存症相談拠点の設置等に係る経費を補助することとされております。</p>
<p>IR導入による効果・影響やその根拠・試算について</p>	
<p>IRの導入に当たり、経済効果やマイナスの影響を調査・分析す</p>	<p>具体的な場所や規模等を特定することなく、カジノの効果を具</p>

ることが必要ではないか。	体的・定量的に算出することは困難と考えております。
カジノの収益や、来訪者数の国内・国外の割合をどのように試算しているのか。そうした試算が必要ではないか。	具体的な場所や規模等を特定することなく、具体的・定量的に算出することは困難であり、確定した見込みはありません。
IR を設置運営することにより、ギャンブル等依存症の数ほどの程度増えると見込んでいるのか。	具体的な場所や規模等を特定することなく、具体的・定量的に算出することは困難であり、確定した見込みはありません。
訪日外国人観光客の数や消費額、ニーズに関する調査を行っているのか。	観光庁において調査を行っております。
諸外国の IR について	
人口・国土が我が国と大きく異なるシンガポールをモデルにして、我が国の IR が成功すると考えることには無理があるのではないか。	公共政策として IR を導入し、厳格なカジノ規制を行っているシンガポールの取組は参考にしなくてはなりません、同国の制度をそのまま取り入れるものではありません。
MICE 誘致に関して、シンガポールの IR が成功したという根拠は何か。	シンガポールでは、IR 制度の導入前後で、MICE の開催件数や外国人旅行客数、外国人旅行消費額が増大する等、国際観光を中心に大きな経済効果が出ており、MICE をはじめ IR 事業全体として成功を収めていると認識しております。
その他	
現状で、カジノ解禁について国民的合意があると考えるか。	平成 28 年 12 月に成立した議員立法である IR 推進法においては、カジノ施設を含む IR 施設を設置できる区域として IR 区域を定義するとともに、IR 区域の整備の推進が国の責務と定められております。
外国人が日本のカジノで大きく儲けた場合、課税されるのか。	我が国及び諸外国の税制に基づき、課税されることとなります。
政府は、東北の震災復興に IR を活用する考えはあるか。	政府としては、IR の立地場所については一切の予断を持っておりません。
地方公共団体が IR 誘致の立候補を表明することにより、土地の	推進会議において御質問のような議論はされております。民

<p>単価の上下が出てくると思われるが、それを抑えるような仕組みの整備は考えているか。</p>	<p>間事業者に誰がどのように土地を提供するかは、今後の制度設計にあたって検討していきたいと考えております。</p>
<p>カジノ設置による関連する他の業界（換金性が無いゲームセンター（アミューズメントカジノ）等）への影響について、どのように考えるか。</p>	<p>現時点は、IRの具体的な場所や規模等に前提を設けずに、制度設計のあるべき姿を検討している段階であり、御指摘の影響については検討しておりません。</p> <p>関連する他の業界への影響については、地方公共団体による区域申請の段階において具体的に検討されるべきものと考えます。</p>
<p>IRのカジノでポーカートーナメントが禁止されることにより、アミューズメントカジノにおけるポーカートーナメントも規制されるのか。</p>	<p>新しいカジノ規制は、刑法が禁止している賭博開帳凶利罪等の例外を認めていくものという法制になります。したがって、その要件を満たしていないもの（カジノ免許を持っていない者が賭博を行う、あるいは顧客に賭博を実施させるような場合）は、従来通り刑法に照らして、取り締まりの対象となります。</p>
<p>我が国でMICE誘致の主管省庁はどこになるのか。</p>	<p>観光庁です。</p>